

船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、市内において障害者就業・生活支援センター（以下「支援センター」という。）を運営する法人（以下「運営法人」という。）に対し、支援センターの事業の機能強化に要する経費について、予算の範囲内において船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付することにより、本市における障害者の就業支援及び生活支援の増進を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、支援センターとは、就業支援及び生活支援の増進を図るため、千葉県の指定を受けたものをいう。

(補助対象事業)

第3条 補助の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、支援センターの事業の機能強化を目的として配置する障害者の就労を支援する者（以下「就労支援員」という。）が行う就業支援及び生活支援とする。

2 就労支援員は、前項で規定する補助事業に加え、次の各号に定める業務を行うように努めるものとする。

- (1) 就労継続支援B型事業所の利用に必要なアセスメントを行うこと
- (2) 船橋市自立支援協議会の専門部会「就労支援部会」に部会員として参加すること
- (3) 障害者就労に係る組織内連携会議にオブザーバーとして参加すること
- (4) 船橋市就労移行支援事業所連絡会に参加すること

3 補助金の対象経費は、就労支援員に係る人件費とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、地域生活支援事業費等補助金（平成21年8月25日付け厚生労働省発障0825第1号厚生労働事務次官通知の別紙「地域生活支援事業費等補助金及び障害者総合支援事業費補助金交付要綱」に基づく地域生活支援事業費等補助金をいう。）の一の障害者就業・生活支援センター事業（生活支援等事業）に係る年額に相当する額とする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業に要した額（1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）が同項に規定する額に満たないときは、当該補助事

業に要した額を補助金の額とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする運営法人は、船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他市長が必要と認める書類

(交付可否の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、交付の可否を決定し、その旨を船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金交付可否決定通知書（第2号様式）により、当該申請をした者に通知する。

(変更等の承認申請)

第7条 前条の規定による交付する旨の決定の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助事業の計画を変更し、中止し、又は廃止しようとするときは、船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書（第3号様式）により、速やかに市長に申請しなければならない。

(実績報告)

第8条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金事業実績報告書（第4号様式）により市長に報告しなければならない。

(額の確定等)

第9条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、その内容を審査し、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金確定通知書（第5号様式）により、補助事業者に通知する。

(交付の時期)

第10条 補助金は、前条の規定により確定した額を補助事業が完了した後において交付する。

(交付決定の取消等)

第11条 市長は、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けた補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金を交付する決定を取り消し、又

は既に交付した補助金の全部若しくは一部に相当する額を返還させるものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により、補助金を交付する旨の決定を受け、又は補助金の交付を受けたとき。
 - (2) 補助金を目的外に使用したとき。
 - (3) この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。
- (その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、実施について必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年3月25日から施行し、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成26年12月11日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年8月31日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年10月1日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

第1号様式

船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金交付申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

名 称

代表者氏名

㊞

当法人は、 年度において事業を実施したいので、船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金交付要綱第5条の規定により下記のとおり補助金の交付を申請します。

記

補助対象事業に要する経費及び補助金申請額

(1) 事業に要する経費 円

(2) 補助金交付申請額 円

第2号様式

船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金交付可否決定通知書

船橋市障指令第 号
年 月 日

様

船橋市長 印

年 月 日付けで申請のあった 年度船橋市障害者就業・生活支援
センター事業費補助金の交付について、下記のとおり決定したので通知します。

記

- 1 補助対象経費 円
- 2 交付決定額 円
- 3 交付条件
 - (1) 補助事業等の内容の変更、中止又は廃止をするときは、市長の承認を得ること。
 - (2) 補助対象事業に要した経費についてその収支に係る帳簿を備えるとともに、関係書類を整備し、かつ、これらの書類を5年間保存しておくこと。
- 4 交付しません。
理由

第3号様式

船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金変更（中止・廃止）承認申請書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年
度船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金に係る補助事業について（事業変
更・中止・廃止）したいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 変更（中止・廃止）理由
- 2 変更（中止・廃止）年月日
- 3 補助事業の内容（事業変更の場合）

変更前

変更後

第4号様式

船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金事業実績報告書

年 月 日

船橋市長 あて

住 所

名 称

代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号をもって交付決定のあった 年
度船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金に係る事業実績について、下記の
書類を添えて報告します。

記

- 1 障害者就業・生活支援センター事業実施状況報告書（別紙1）
- 2 障害者就業・生活支援センター事業費精算書（別紙2）
- 3 収支決算書

第5号様式

船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金確定通知書

船橋市指令第 号
年 月 日

様

船橋市長



年 月 日付けで実績報告のあった 年度船橋市障害者就業・生活支援センター事業費補助金について、交付額を下記のとおり確定したので通知します。

記

- | | | |
|---|-------|---|
| 1 | 交付確定額 | 円 |
| 2 | 交付決定額 | 円 |

障害者就業・生活支援センター事業実施状況報告書

実施年度: _____

センター名: _____

(1)障害種別・就業状況別の支援対象障害者(登録者)数 (人)

【※年度末時点人数】

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合 計
在 職 中					
求 職 中					
そ の 他					
合 計					

(2)新規求職者数 (人)

【※該当年度延べ人数】

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合 計
安定所求職登録中					
職業準備訓練 又は職場実習中					
基礎訓練中					
そ の 他					
合 計					

(3)障害者に対する相談・支援件数 (件)

【※該当年度延べ人数】

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合 計

(4)職業準備訓練又は職場実習のあっせん件数 (件)

【※該当年度延べ人数】

	身体障害	知的障害	精神障害	その他	合 計
職業準備訓練					
職場実習					
合 計					

(5)就職件数 (件)

【※該当年度延べ人数】

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合 計

(6)上記(3)のうち職場訪問により定着支援を実施した件数 (件)

【※該当年度延べ人数】

身体障害	知的障害	精神障害	その他	合 計

別紙 2

障害者就業・生活支援センター事業費精算書

科 目	支 出 額	内 容
活動謝金	円	基本給 円
		賞与（特別手当） 円
		通勤手当 円
		超過勤務手当 円
社会保険料等負担金	円	社会保険料 円
		労働保険料 円
		児童手当拠出金 円
実支出額計(a)	円	
既交付決定額(b)	円	
精算額	円	

算額は、(a)と(b)を比較していずれか少ない金額を記入すること。